

公募対象公園施設について

1 公募対象公園施設の場所

別添 4「公募対象公園施設区域図」に示す区域とします。

A 及び B 区域での管理運営に関する提案は必須です。

B 区域に新たに施設を設置する提案は任意です。

2 公募対象公園施設の種類

(1) 必須提案

A、B 区域は、既存のレストラン・ホール、蘇山荘、売店、およびこれらに付随する便所等の施設とします。

(2) 任意提案

B 区域に新たに設置する施設は、都市公園法第 5 条の 2 第 1 項及び都市公園法施行規則第 3 条の 2 に規定されている休養施設、教養施設、便益施設、集会所とします。

3 必須提案について

(1) 整備に関する条件

ア 全体事項

- (ア) 施設はスケルトン渡しとしますので、認定計画提出者は内部のレイアウト等を設計し、内装、屋内配管、配線などを施行していただきます。
- (イ) 既存の設備機器、備品を使用していただきますが、撤去・更新、追加することは可能です。
- (ウ) 施設のデザイン等は、周辺環境、公園施設としてふさわしい景観となるよう配慮してください。
- (エ) 屋外に掲げる施設名称などの看板等については、名古屋市屋外広告物条例（昭和 35 年名古屋市条例第 16 号）に適合するものとしてください。
- (オ) 施設は、ユニバーサルデザインに配慮してください。なお、バリアフリーについては、人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成 6 年愛知県条例第 33 号）、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 25 年名古屋市条例第 10 号）及び福祉都市環境整備指針（名古屋市）に基づいた計画としてください。また、高齢者や子ども連れ、障害者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- (カ) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築確認申請が必要となるような整備（改築、増築等）は原則できません。
- (キ) 荷解きスペースやごみ集積スペースは、別添 4「公募対象公園施設区域図」中の作業ヤード内に確保することが可能です。

イ 工事に関する事項

- (ア) 公募対象公園施設にかかる一切の工事は、認定計画提出者の負担において施工してください。
- (イ) 工事期間中、来園者の安全や周辺環境へ配慮してください。
- (ウ) 認定計画提出者は、工事に係る区域に必要な安全対策を行い、その区域内における工事施工及び管理に起因して発生する一切の損害の責任を負うこととします。
- (エ) 工事の施工にあたり、名古屋市と円滑に協議できる管理体制としてください。
- (オ) 公募対象公園施設の工事着手前までに、都市公園法第 5 条に基づく管理許可を受けてください。原則として工事期間中も名古屋市へ管理許可使用料を支払って

たきます。

ウ インフラに関する事項

- (ア) 公募対象公園施設には、電気、ガス、水道、下水道のインフラが供給されており使用可能です。既存のインフラで不足する場合は、原則として認定計画提出者の負担にて整備し、所有するものとし、指定管理対象施設とは独立して設けてください。また、既設のインフラが維持管理できるような施設配置としてください。既存のインフラは指定管理対象施設も使用するため、子メーター等を設置し、公募対象公園施設の使用量を区分できるようにするものとし、当該使用量に応じた料金は、指定管理料から支出せず、認定計画提出者自らが負担するものとします。
- (イ) インフラ整備に伴い新たな引込み等を行うにあたっては、各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者から各インフラ管理者へ引込み等に要する費用を負担してください。

○既存インフラ

- ・電気…交流 3 相 3 線式 200V、交流単相 3 線式 200V/100V
- ・ガス…都市ガス 13A
- ・上水…50 mm
- ・下水…150 mm

エ 文化財に関する事項（蘇山荘）

- (ア) 蘇山荘は国の登録有形文化財です。整備にあたっては、特に注意を払うようにしてください。
- (イ) 整備等により現状の変更を伴う場合は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により、事前に国への届出等が必要となるため、名古屋市が手続きを行うにあたり、資料の作成等、必要な協力を行うものとしてください。

(2) 管理運営に関する条件

ア 全体事項

- (ア) 公園利用者が利用しやすく、安心・安全に配慮した管理運営としてください。
- (イ) 持続的に運営可能な事業計画としてください。
- (ウ) ホスピタリティあるサービスを確保してください。また、高齢者や子ども連れ、障害者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- (エ) 施設の維持管理（原則管理許可区域内における名古屋市所有の施設の修繕、建物周辺の植栽等の維持管理を含みます。）及び運営にかかる費用は、認定計画提出者の負担となります。
- (オ) 特定の会員のみが使用できる施設など、「独占的な利用」や「排他的な」利用を行う施設とすることはできません。
- (カ) 飲食施設について、貸切の状態が続くなど、一般の公園利用者の利用が妨げられることのない運営を期待します。
- (キ) 公園利用者の利便性を考慮し、日本庭園の開園日は原則営業していただきます。
- (ク) 営業時の音、振動、営業時間等については、周辺の環境に配慮してください。なお、営業時間は、名古屋市との協議により決定するものとしますが、午前 0 時を超えての営業はできません。
- (ケ) 年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制としてください。また、営業に関する決定権を有する専任の責任者（店長、支配人などに相当するもの）を常駐させてください。
- (コ) 甲種防火管理者を配置してください。

- (サ) 地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した管理運営可能な配置体制としてください。
- (シ) 公園内の利用者などの支障とならないよう対策をしてください。
(支障例)
 - ・販売又は配布した物の園路・広場等への投げ捨て
 - ・公募対象公園施設利用者の待ち列による園路等へのはみ出し
- (ス) 指定管理対象施設と一体的に魅力増進を図れるような管理運営内容としてください。
- (セ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の適用を受ける料理店、カフェ、バー、キャバレーを設置することはできません。
- (ソ) **建築物や設備等の法定点検**
 - a 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく定期点検を実施すること。また、定期点検結果を名古屋市に報告すること。
 - b 消防関係法令等に基づく消防用設備等の点検を実施すること。
 - c その他法令に基づく点検を実施すること。
 - d 指定管理区域と公募対象公園施設、双方に関係する設備等の法定点検、保守管理、保守点検及び機械警備等で区分することが困難な部分については、名古屋市と協議の上、指定管理業務として実施することができる。

イ レストラン（観仙楼：上階）

- (ア) 当該施設は、隣接する徳川美術館を含めた徳川園全体を構成する重要な文化施設として位置付けており、十分に質の高いサービスを提供することによりレストラン単独でも集客力のある魅力あふれた施設となることを期待しています。
- (イ) 提供するメニュー構成については、蘇山荘の運営と併せて、食事だけではなく、喫茶・軽食にも対応した広く公園利用者が利用できるものとして提案してください。
- (ウ) アルコールの提供は可能です。

ウ ホール（観仙楼：下階）

- (ア) 当該施設は、様々なイベントやコンベンションを開催することを目的としています。観光、武家文化の発信拠点としての利用を期待します。
- (イ) ホールは一般利用も想定しています。認定計画提出者はホールの予約受付業務を行っていただきますので、予約方法など運営内容について提案してください。
ホールは宝石・着物販売会など、営業目的での使用はできません。予約受付時に十分注意してください。
- (ウ) 市民やイベント会社主催のイベント・コンベンションへの貸出し、認定計画提出者によるイベント開催などの使用を想定しています。
- (エ) 庭園の供用時間中にホールの利用者がホールから直接庭園に入園する場合は別途庭園の入園料を徴収してください。（当該入園料は名古屋市の収入となります。）
- (オ) 第三者にホールを貸出しする場合の使用料は、認定事業者の収入となります。使用料金は認定計画提出者の提案に基づき名古屋市と協議の上、決定していただきます。なお、現在の使用料金は、以下のとおりです。
(参考 9 時 30 分から 12 時：30,000 円、12 時から 17 時：48,000 円、9 時 30 分から 17 時 78,000 円、18 時から 21 時：36,000 円（庭園利用なし）、18 時から 21 時：99,000 円（庭園利用あり）)

- (カ) 庭園の供用時間外にホールの利用とあわせて庭園を利用する場合は、名古屋市と協議の上、認定計画提出者が別途庭園を利用する管理許可を得てください。また、公募対象公園施設にかかる管理許可使用料とは別に、名古屋市都市公園条例で定める許可使用料（参考 令和 2 年度許可使用料：10,848 円／㎡・年）を名古屋市に納付してください。

エ 蘇山荘

- (ア) 当該施設は、昭和 12 年に開催された汎太平洋平和博覧会の迎賓施設として建築され、その後徳川園に移築された建物で、平成 26 年度に登録有形文化財の指定を受けています。文化財の登録理由を踏まえ、文化財としての価値を高める提案を期待します。
- (イ) 飲食施設としての提案をしてください。観仙楼（レストラン・ホール）の付帯施設としての営業形態の提案も可能です。
- (ウ) 火気の使用を禁止します。

オ 売店

- (ア) 国内外からの来園者に向けて、地元名産品、伝統工芸品、土産品、和菓子など日本の武家文化の発信拠点にふさわしい品ぞろえを期待します。
- (イ) 上記の物品のほか、その場で飲食できる物品の販売も可能です。
- (ウ) アルコールは、土産品としてのみ販売することは可能です。
- (エ) たばこの販売はできません。
- (オ) 売店機能に加え、他機能（休憩スペース等）の提案も可能です。

カ その他の施設

上記施設と一体となっており、上記施設の管理運営のため必要な以下の施設も公募対象公園施設として、認定計画提出者の負担で維持管理を行っていただきます。②車寄せに任意で新たな施設を設置する提案が可能です。

- ①蘇山荘庭園
- ②車寄せ
- ③トイレ 2 箇所（地下 1 階、1 階）
- ④喫煙コーナー
- ⑤通路、植栽
- ⑥エレベーター 1 基・自動扉 2 基
- ⑦作業ヤード

4 任意提案について

(1) 整備に関する事項

- ア 設置可能な建築面積の上限は 190 ㎡、1 階建てとします。
- イ 配置は、別添 4「公募対象公園施設区域図」で示す範囲内で認定計画提出者の提案によります。
- ウ 提案事業の実施に必要な許認可の取得や手続きについては、認定計画提出者の負担において実施してください。
- エ 施設のデザイン等は、周辺環境、公園施設としてふさわしい景観となるよう配慮して

- ください。
- オ 屋外に掲げる施設名称などの看板等については、名古屋市屋外広告物条例（昭和 35 年名古屋市条例第 16 号）に適合するものとしてください。
 - カ 施設は、ユニバーサルデザインに配慮してください。なお、バリアフリーについては、人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成 6 年愛知県条例第 33 号）、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 25 年名古屋市条例第 10 号）及び福祉都市環境整備指針（名古屋市）に基づいた計画としてください。また、高齢者や子ども連れ、障害者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
 - キ 既存のインフラに影響する場合、認定計画提出者の負担により機能を補償してください。
 - ク 日本庭園への管理用車両の経路を確保してください。

（２） 工事に関する事項

- ア 公募対象公園施設にかかる一切の工事は、認定計画提出者の負担において施工してください。
- イ 工事期間中、来園者の安全や周辺環境へ配慮してください。
- ウ 認定計画提出者は、工事に係る区域に必要な安全対策を行い、その区域内における工事施工及び管理に起因して発生する一切の損害の責任を負うこととします。
- エ 工事の施工にあたり、名古屋市と円滑に協議できる管理体制としてください。
- オ 新規施設の設置を提案する場合、公募対象公園施設の工事着手前までに、都市公園法第 5 条に基づく設置許可を受けてください。原則として工事期間中も名古屋市へ設置許可使用料を支払っていただきます。

（３） インフラに関する事項

- ア 施設に必要なインフラ（電気、ガス、水道、下水道等）は、認定計画提出者の負担にて整備してください。既存のインフラは指定管理対象施設も使用するため、既存のインフラを活用する場合は子メーター等を設置し、公募対象公園施設の使用量を区分できるようにするものとし、当該使用量に応じた料金は、指定管理料から支出せず、認定計画提出者自らが負担するものとし、
- イ インフラ整備に伴い新たな引込み等を行うにあたっては、各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者から各インフラ管理者へ引込み等に要する費用を負担してください。

（４） 管理運営に関する事項

- ア 公園利用者が利用しやすく、安心・安全に配慮した管理運営としてください。
- イ 持続的に運営可能な事業計画としてください。観仙楼（レストラン・ホール）の付帯施設としての提案も可能です。
- ウ ホスピタリティあるサービスを確保してください。また、高齢者や子ども連れ、障害者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- エ 特定の会員のみが使用できる施設など、「独占的な利用」や「排他的な」利用を行う施設とすることはできません。
- オ 貸切の状態が続くなど、一般の公園利用者の利用が妨げられることのないようにしてください。
- カ 公園利用者の利便性を考慮し、日本庭園の開園日は原則営業していただきます。
- キ 営業時の音、振動、営業時間等については、周辺の環境に配慮してください。なお、営業時間は、名古屋市との協議により決定するものとしませんが、午前 0 時を超えての営業はできません。

- ク 年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制としてください。また、営業に関する決定権を有する専任の責任者（店長、支配人などに相当するもの）を常駐させてください。
- ケ 地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した管理運営可能な配置体制としてください。
- コ 公園内の利用者などの支障とならないよう対策をしてください。
 - （支障例）
 - ・販売又は配布した物の園路・広場等への投げ捨て
 - ・公募対象公園施設利用者の待ち列による園路等へのはみ出し
- サ 指定管理対象施設と一体的に魅力増進を図れるような管理運営内容としてください。
- シ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の適用を受ける料理店、カフェ、バー、キャバレーを設置することはできません。